参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和８年10月13日

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所
所長　　犬童　眞二
（公印省略）

１．目　的

この参考見積の募集は、長良川河口堰管理業務で予定している「流木処理等作業（仮称)」(以下、「本作業」という。）の積算の参考とするための見積を依頼するものです。

なお、この依頼書は、本作業の指名及び競争参加資格をお約束するものではありません。

２．参考見積書提出の資格

（１）水資源機構における令和８・９年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。

（２）営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。

（３）水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成６年５月31日付け６経契第443号）に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

３．参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

（１）参考見積書は、４．参考見積内容に準じて作成してください。
なお、参考見積書の様式は問いません。
見積書の宛名は、
「独立行政法人水資源機構　揖斐川・長良川総合管理所長　犬童　眞二　宛」
としてください。
本見積りの有効期限は、令和８年３月31日までとしてください。

（２）提出期間：令和８年10月21日(水)から令和８年10月23日(金)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前８時30分から午後５時まで

（３）提出先
【担当】揖斐川・長良川総合管理所　経理課　山本
〒511-1146　三重県桑名市長島町十日外面136番地
TEL：0594-42-5012　　FAX：0594-42-5020
E-mail：nyukei_ibinagasou@water.go.jp

（４）提出方法

書面は電子メール・ＦＡＸ・郵送・持参（いずれの提出方法による場合においても、社印の押印があること。ただし、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載することで省略可。）により提出するものとします。

４．参考見積内容

見積りは見積仕様書、見積用図面を参照し、別紙－１の参考見積記載例を参考とし、次の作業項目毎に必要な見積りを記載してください。

① 流木塵芥収集引上工（別紙-1 の「収集引上作業」「スロープ清掃作業」「分別積込作業」「廃棄物運搬作業」）

② 魚道清掃工（別紙-1 の「左岸魚道清掃工」「右岸魚道清掃工」）

③ 渡り桟橋撤去・復旧工（別紙-1 の「渡り桟橋撤去・復旧」）

※別紙－１の「参考見積記載例」のオリジナルデータは当管理所ホームページからダウンロード出来ます。ご不明な場合はご連絡下さい。

５．募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

（1）提出期間：令和 8 年 10 月 15 日(木)から令和 8 年 10 月 19 日(月)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前８時 30 分から午後５時まで

（2）提出場所：３．（３）に同じ。

（3）提出方法：３．（４）に同じ。

６．質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

（1）閲覧期間：令和 8 年 10 月 21 日(水) から令和 8 年 10 月 23 日(金) まで

（2）閲覧方法：ホームページに掲載します。

７．参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

８．ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

９．その他

ご提出いただいた参考見積書は、工事積算の目的以外には使用いたしません。

（ 以 上 ）

流 木 処 理 等 作 業（仮称）

見　積　仕　様　書

令和８年１０月

独立行政法人　水資源機構

揖斐川・長良川総合管理所

第１章　総則

第１節　適用

１－１　適用

１．この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める「土木工事共通仕様書（令和６年４月）」（以下「共通仕様書」という。）及び「土木工事施工管理基準（令和６年４月）」に優先して、流木処理等作業（以下「本作業」という。）に適用する。

２．図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。

３．各種基準等に記載されている「請負者」は「受注者」に読み替えるものとし、各種工事書類様式に記載されている「請負者」は「受注者」に修正して使用するものとする。

第２節　作業の内容

２－１　作業場所

三重県桑名市長島町十日外面及び桑名市福島地先

２－２　作業概要

流木塵芥収集引上工	１式
魚道清掃工	１式
渡り桟橋撤去・復旧工	１式

第３節　契約期間等

１．契約期間　契約締結の翌日から令和１０年１月１４日まで

２．作業期間　令和９年１月１日から令和９年１２月３１日まで

第４節　作業数量

作業数量は、別添「数量総括表」のとおりである。ただし、数量総括表は想定数量である。

第５節　作業計画書

共通仕様書1-1-1-4に基づき作成するものとするが、同第1項の(3)～(8)、(10)の事項は省略できるものとする。

第６節　低入札における対応

６－１　適　用

基準価格を下回る価格で落札した場合において、受注者は以下の対応に応じなければならない。

６－２　作業計画書の内容のヒアリング

受注者は第１章第５節に示す作業計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

６－３　施工体制台帳のヒアリング

受注者は施工体制台帳の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

６－４　立会による確認及び作業記録の提出

監督員は確認、立会等について、別途指示することができるものとする。

第７節　ワンデーレスポンス

１．本作業は、ワンデーレスポンス対象である。

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。「その日のうち」とは、受注者からの打合せ簿の提出が午前中の場合は「当日」、午後の場合は「翌日中」とする。ただし、閉庁日を除く。また、「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

２．受注者は作業中において、問題が発生した場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

３．発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

第８節　書類の作成

１．受注者は、各種別に示す作業に要した人数、船舶又は機械の数量及び作業日数を整理した資料及び機械の数量と作業状況が把握できる写真を提出するものとする。

第９節　作業実施報告および作業実施確認通知

９－１　作業実施報告

１．受注者は、作業を行った場合、四半期の翌月の７日までに、作業実施報告書（別記様式第１）、出来高内訳書（別記様式第２）を打合せ簿により監督員へ提出するものとする。

２．作業実施報告書の提出にあたっては、第1章第７節第１項に記載する作業写真等を併せて提出するものとする。

９－２　作業実施確認通知

発注者は、作業実施報告書に基づく確認結果を作業実施確認通知書（別記様式第３）により通知するものとする。

第10節　情報共有システムの活用

１．本作業は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムを活用することができる。

２．受注者は情報共有システムを活用する場合、次の要件を満たすものを選定すること。

・　工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev.5.7）

３．監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員の確認を得た上で決定する。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①　情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事

②　サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事

③　②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合に

は、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

第11節　他工事との協力

１．下記工事とは現場が連続し施工が輻輳することから、作業手順・工程については、当該工事の受注者と十分な打合せを行い、作業の円滑な進捗に努めるものとする。

（１）中部管内弥富揚水機場外ポンプ設備点検業務
（２）中部支社管内自家用電気工作物保守業務
（３）中部支社管内通信設備外保守業務
（４）中部支社管内水質観測設備保守業務
（５）調節ゲート４号外操作制御設備整備工事
（６）長良川河口堰ゲート設備点検業務
（７）溢流堤アユふ化施設清掃等作業
（８）長良川河口堰周辺水質等調査業務（仮称）
（９）長良川アユ・底生魚遡上等調査（仮称）
(10) 堰地点等測量業務（仮称）
(11) 河口堰周辺維持管理工事
(12) 中部地方整備局が施工する伊勢大橋架替関連工事及び堤防嵩上げ関連工事
(13) その他関連する工事・業務

第12節　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

１．受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

　また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

２．１．により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

３．１．及び２．の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第13節　貸与品

１．貸与品

貸与品は下表のとおりとする。

品名	規格	単位	数量	備考
網場	20m×1.0mネット	本	3	

２．引渡し場所及び引渡し時期

（１）引渡し場所

三重県桑名市長島町十日外面地先（揖斐川・長良川総合管理所敷地）

（２）引渡し時期

網場を使用する作業の開始前

３．返納場所及び返納時期

（１）返納場所

三重県桑名市長島町十日外面地先（揖斐川・長良川総合管理所敷地）

（２）返納時期
網場を使用する作業の開始後

４．貸与に関しての留意事項

使用後の状態が再使用可能な状態の場合は、汚れ等を洗浄した上で返却すること。ただし、使用に伴い著しく損耗し、再利用が不可能な状態となった場合は、監督員と協議することとする。

第14節　建設副産物等

14－１　一般事項

受注者は、建設副産物の取り扱いにあたっては、共通仕様書に定めるもののほか、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（平成18年6月13日付け18技第33号）」も遵守するものとする。

14－２　建設副産物実態調査（センサス）

本作業は建設副産物実態調査（センサス）の対象作業である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省ＨＰ掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、作業計画書に添付するとともに、電子データを監督員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び作業完了時に電子データで監督員に提出するものとする。

14－３　一般廃棄物等

本作業において発生する一般廃棄物及び産業廃棄物は、次に示す搬出先区分に従い搬出するものとする。

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については監督員と協議のうえ、設計変更の対象とすることができる。

廃棄物の区分	搬出先区分	積算上の条件明示				
		受入れ場所	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	片道運搬距離	受入費用（税抜き）
木、竹等（再資源化材）	再資源化施設	三重県桑名市長島町西川地内	受入先の受入時間による。	水中植物(藻、浮遊植物)は除く。竹材は塩分を含むものを除く。	5.9km	11,000円/m3
可燃・不燃（一般廃棄物）	一般廃棄物処理施設	三重県桑名市多度町力尾地内	休日：土曜日および日曜日受入時間：9時から16時	桑名広域事業組合の搬入条件のとおり	10.7km	18,180円/t

金属屑 (産業廃棄物)	中間処理施設	愛知県名古屋市中川区助光地内	休日：土曜日および日曜日 受入時間：8時から17時		8.8km	5,310円/t
廃プラスチック (産業廃棄物)	中間処理施設	三重県四日市市中野町字東岡2063－1	休日：日曜日 受入時間：8時30分から16時30分		19.1km	11,500円/m3

14－４　再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を作業現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、作業計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、作業現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

第15節　設計変更等

設計変更等については、共通仕様書1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（独立行政法人水資源機構平成27年11月）に準拠するものとする。

第16節　主任技術者

16－１　主任技術者

１．本作業の主任技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、以下に該当する場合で監督員と協議のうえ認められたもの以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

１）死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
２）受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
３）工場から現地へ工事の現場が移行する場合
４）工事工程上、当該技術者の交代が合理的な場合
５）上記１）から４）において途中交代を認める際の現場対応
① 交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とする。
② 交代前後における当該技術者の技術力が同等以上に確保されること。
③ 工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置する。

また、発注者から説明を求められた場合は当該技術者及びその他技術者の職務分担、本支店等の支援体制に関する情報を説明しなければならない。

16－２　現場代理人の他の工事との兼任

現場代理人については、以下の①から④を全て満たす他の工事において、発注者が認めた場合には、兼任することが出来るものとする。

① 他の工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない工事規模であること）
② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

③　兼任できる他の工事（他機関が発注する工事も含む）は1件までとし、現場間の距離が20㎞以内であること
④　発注者又は監督員が求めた場合には、作業現場に速やかに向かえる体制が整備されていること

第17節　作業管理

17－１　管理基準

本作業の写真管理は、機構が別に定める「土木工事施工管理基準（令和６年4月）」によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が作業内容に合致しない場合は、監督員と協議の上、写真管理を行うものとする。

第18節　作業中の安全確保

18－１　作業中における安全確保

作業中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

18－２　重点的安全対策

１．作業にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における「重点的安全対策」の項目は以下の3項目である。

Ⅰ．建設機械の稼働に関連した人身事故防止
Ⅱ．転落・墜落による人身事故防止
Ⅲ．架空線、埋設管等の損傷事故防止

２．受注者は、作業計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件・作業内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を作業計画書に明記するものとする

３．受注者は、作業に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①　労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
②　労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③　厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

18－３　作業看板等

作業中看板、作業情報看板及び作業説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督員の承諾を得るものとする。

18－４　風紀管理

受注者は、関係者の風紀に留意し、地元住民の風俗、習慣を尊重し、関係者間並びに地元住民との間に紛争が生じないよう十分な指導と万全な処置を講じなければならない。また、地元漁船の操業の妨げにならないよう十分な指導と万全な処置を講じるものとする。

18－５　火災防止

受注者は、現場における作業期間中、火気には十分注意し、火事等を起こさないよう万全の注意を払わなければならない。

18－６　水質対策

河川に材料等が落下、浮遊した場合は、速やかに監督員に報告を行うとともに、受注者の責任において、速やかにこれらを取り除くものとする。

また、必要に応じて監督員の指示のもと水質調査を行うこととし、これらに要した費用については全て受注者が負担するものとする。

第19節　交通安全管理

19－１　交通に対する規制

１．受注者は一般車両と共用する区間について、一般車両の交通安全対策に十分留意し、必要な対策を実施するものとする。

２．揖斐川・長良川総合管理所構内の管理用道路等は、本作業以外の車両も通行するので、受注者は、交通安全対策に十分留意し、必要な対策を実施するものとする。

19－２　第三者災害防止

揖斐川・長良川総合管理所構内の管理用道路等は、第三者の徒歩及び自転車の立入が可能であることから、受注者は作業場所やそれに至る管理用道路等について、見学者等の第三者に対して十分な安全対策を講じるものとする。

19－３　過積載による違法運行の防止対策

受注者は、作業にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

① 積載重量制限を越えて流木等を積み込まず、また積み込ませないこと。

② さし枠装着車、不表示車等に流木等を積み込まず、また積み込ませないこと。

③ 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から流木等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を流木等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

⑤ 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

19－４　特殊車両通行許可関係図書の確認

共通仕様書1-1-1-33交通安全管理第15項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証

② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証との照合可能な写真を撮影しておくこと）

③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-36官公庁等への手続等第3項に基づき、監督員へ提示するものとする。

第20節　火災保険等

受注者は、共通仕様書1-1-1-41に示す保険に付さなければならない。

第21節　震災対策

受注者は、震度４以上の地震が発生した場合は、速やかに水上作業等を終了し、作業員等を安全な場所へ移動させるとともに、現場内を点検し、その状況を監督員へ連絡するものとする。

南海トラフ地震に関する情報が気象庁から発表された時は、共通仕様書1-1-1-42の第１項に基づき、受注者は作業を中断するとともに、必要な保全措置を講じるものとする。

第22節　参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料（又は参考図）は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、設計図書ではない。

第23節　共通仕様書記載事項の省略

共通仕様書第1編第1章第1節及び第3編第1章第1節のうち、以下については省略するものとする。その他、適用の有無について疑義がある場合は、監督員に確認するものとする。

・1-1-1-3 設計図書の照査等
・1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録
・1-1-1-19 工事完成図
・1-1-1-20 工事完成検査
・1-1-1-21 既済部分検査等
・1-1-1-24 履行報告
・1-1-1-25 週休二日の対応
・3-1-1-1 請負代金内訳書及び工事費構成書
・3-1-1-2 工程表
・3-1-1-5 数量の算出
・3-1-1-6 品質証明
・3-1-1-7 工事完成図書の納品
・3-1-1-8 技術検査
・3-1-1-9 提出書類

第２章　一般作業

第１節　現場技術員

１．現場技術員

本作業の実施に当たり、監督の補助業務を別途、現場技術員に付するものとする。

なお、本作業に配置する現場技術員等の氏名は、別途監督員が通知するものとする。

２．業務の協力

受注者は、現場技術業務等を管理する管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。

第２節　立会による確認

受注者は、次表の作業について、監督員の立会による確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、立会項目等を事前に監督員へ書面により提出しなければならない。

ただし、監督員に通知後、監督員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種　　別	細　　別	立会する工事内容	備　　考
収集引上作業	収集引上作業 収集作業（網場使用） 引上作業（網場使用） 流木等引上作業	使用船舶数 完了確認	※１
スロープ清掃作業	スロープ清掃作業	運搬前の体積 完了確認	※２
分別積込作業	分別積込作業	分別作業完了後 （運搬前）の体積	出来形確認 ※２、※３
左岸魚道清掃工	呼び水式魚道清掃作業	作業前確認 完了確認	
右岸魚道清掃工	ロープネット清掃作業 せせらぎ魚道清掃作業	作業前確認 完了確認	
渡り桟橋撤去・復旧	渡り桟橋撤去 渡り桟橋復旧	完了確認	

※１：立会は収集等の作業が完了する毎に行う。

※２：立会は全数量行う。

※３：分別後の計測にあたっては体積計算が出来るような形状（台形等）とし、空隙がないよう整えること。地面に置く以外に、運搬車両に積み込んだ状態（この場合は予め荷台の計測を行っておくこと）、大型土のうに詰めた状態等、体積計算が可能な容器（この場合は予め空の状態で計測を行っておくこと）を利用して計測を行ってもよい。流木塵芥等の大きさの計測及び体積計算について現地立会を行う。立会は、流木塵芥収集引上工については収集引上作業毎（洪水毎）に図面に明示する塵芥仮置場にて行う。

第３節　作業写真等の納品

３-１　納品の方法

打合せ簿及び作業写真等は、電子媒体(CD-R)で１部提出するものとする。

第３章　作業内容

第１節　一般施工

１．目的

本作業は、洪水等により長良川河口堰の管理水域に漂着した流木塵芥、水草等の漂着物について、収集、引上、分別積込、処理場への運搬作業を行うものである。

また、左岸呼び水式魚道の水路、魚梯ゲート、観察室窓ガラスおよびロープネットの清掃作業を行うとともに、右岸呼び水式魚道のロープネットの清掃作業ならびに右岸せせらぎ魚道の清掃を行うものである。

その他、台風の接近に伴い、堰上下流の係船設備に接続する渡り桟橋を避難させる必要がある場合に、渡り桟橋の撤去・復旧を行うものである。

２．共通事項

（１）受注者は、船着場付近で作業を行う際は、第三者が作業範囲に侵入しないよう安全対策を行うものとする。

（２）施工時は、周辺の管理施設を損傷しないよう十分注意することとする。

（３）受注者は、水上作業及び水辺周辺の作業においては必要な保護具に加え、救命胴衣（ライフジャケット）を着用するものとする。また、施工にあたり作業員が河川内に墜落（落水）した時の対処のために、浮き輪等を現場に備え付けるなど安全対策に万全を期すものとする。

第２節　流木塵芥収集引上工

２－１　共通事項

（１）収集引上作業の実施日及び使用船舶数は、監督員が指示する。また、監督員からの指示は作業実施日の前日までに行う。

（２）作業実施日を指示してから作業開始までの間に、河川流況の変化、天候の急変が発生した場合は、安全確保を目的として、作業実施日の延期を指示することがある。

（３）監督員から作業実施日の指示があった場合には、受注者は速やかに現地を確認し、以下に示す作業内容に必要な手配を行う。

（４）作業の開始時刻は、作業実施日またはその前日に監督員と調整すること。

（５）受注者は、水上作業を行うに当たり、監督員または揖斐川・長良川総合管理所操作室と連絡を密にし、河口堰ゲートの操作状況を確認するとともに、作業開始前には作業関係者に十分周知し、作業の安全に万全を期さなければならない。なお、ゲート稼働中はゲートより離れて待機するものとする。

（６）受注者は、収集作業中において、ゲートの流出量が大きい場合など、流木収集に支障を来たしている場合は、監督員に連絡するとともに監督員の指示に従うものとする。

（７）集積した流木塵芥は、飛散しないよう対策を講じるとともに、第三者が立ち入らないよう対策を講じること。

（８）受注者は、履行期間中においては、常に監督員と連絡が取れる体制を執っておかなければならない。

２－２　収集引上作業

１．収集引上作業１、２、３、４

（１）河口堰ゲートの周辺および河口堰管理水域に漂着した流木塵芥を、船舶で収集し、図面に示す塵芥仮置場にてラフテレーンクレーン等で引き上げを行う。

なお、収集方法については、船上へ引上げまたは曳航して収集することとする。

２．収集作業１、２、３（網場使用）

（１）河口堰ゲートの周辺および河口堰管理水域に漂着した流木塵芥を、網場を使用して船舶で収集し、図面に示す塵芥引上場にてバックホウ等で引上げを行い、塵芥仮置場までダンプトラックで運搬する作業のうち、バックホウ等での引上げ、ダンプトラックでの運搬作業を除いた船舶による収集作業までを計上するものである。

なお、網場による収集ができない漂着物については、船上へ引上げまたは曳航して収集することとし、網場の個数制限のため網場を使用しない船舶についても同様の収集方法とする。

（２）使用する網場は揖斐川・長良川総合管理所より貸与するものとする。

２－３　引上作業（網場使用）

（１）引上作業１（網場使用）

河口堰ゲートの周辺および河口堰管理水域に漂着した流木塵芥を、網場を使用して船舶で収集し、図面に示す塵芥引上場にてバックホウ等で引上げを行い、塵芥仮置場までダンプトラックで運搬する作業のうち、バックホウ等での引上げ、ダンプトラックでの運搬作業を計上するものである。

２－５　流木等引上作業１、２

（１）河口堰管理水域に漂着した流木等を移動式クレーン等で引き上げを行い、図面に示す塵芥仮置場まで運搬することとする。

（２）流木等引上作業１は船舶と人力により引き上げを行うものとする。

（３）流木等引上作業２は人力により引き上げを行うものとする。

２－６　スロープ清掃作業

１．作業実施日の指示

（１）収集作業の実施日は、監督員が指示する。また、監督員からの指示は、作業実施日の前日までに行う。ただし、履行開始日においてのみ作業の実施を当日に指示する場合がある。

２．作業方法

（１）監督員から作業実施日の指示があった場合には、受注者は速やかに現地を確認し、以下に示す作業内容に必要な手配を行う。

（２）図面に示した左岸スロープ清掃範囲内に漂着した流木塵芥について、人力による収集作業を行う。

（３）作業の開始時刻については、作業実施日またはその前日に監督員と調整すること。

（４）集積した流木塵芥は、飛散しないよう対策を講じるとともに、第三者が立ち入らないよう対策を講じること。

（５）受注者は、履行期間中においては、常に監督員と連絡が取れる体制を執っておかなければならない。

２－７　分別積込作業

収集した流木塵芥は次の項目で分別することとし、分別作業は塵芥仮置場内で実施するものとする。また、分別作業完了後は、出来形計測を行うため、極力空隙がないよう集積するものとする。

１．再資源化材

再資源化材は木・竹等とし、一般廃棄物とは分別すること。なお、大きさが細かく、分別が困難なものについては一般廃棄物としてよい。

２．一般廃棄物

ここでいう一般廃棄物は、再資源化材とその他の廃棄物以外のものを指す。一般廃棄物の分別は、可燃・不燃の区分を基本とするが、詳細については受入先である桑名広域清掃事業組合の搬入条件に注意して行うこと。

３．産業廃棄物

１．及び２．以外は産業廃棄物とし、金属屑及び廃プラスチックの区分を基本とするが、詳細については受入予定先の搬入条件に注意して行うこと。

２－８　廃棄物運搬作業

１．受注者は、第１章第21節に示す内容に十分注意するとともに、積載物が飛散しないよう運搬しなければならない。

２．受注者は、運搬数量及び処分費の出来高確認のため、次の資料を監督員に提出すること。

（１）一般廃棄物（可燃物、不燃物）

・受入施設が発行する計量等処理数量のわかるもの（写し）

（２）一般廃棄物（再資源化材）

・受入施設が発行する伝票等処理数量のわかるもの（写し）

（３）産業廃棄物（金属屑）

・受入施設が発行するマニフェスト等処理数量のわかるもの（写し）

（４）産業廃棄物（廃プラスチック）

・受入施設が発行するマニフェスト等処理数量のわかるもの（写し）

第３節　魚道清掃工

３－１　共通事項

１．本作業については、作業月の大潮時に実施することとするが、それにより難い場合は、作業実施日及び時刻について事前に監督員と調整すること。

２．作業は、魚道の通水を停止し、かつ、干潮時に行わなければならない。なお、通水停止は、監督員がゲートを操作して行うため、作業開始前に監督員へ連絡し、ゲート操作の完了を確認してから着手するものとする。また、作業終了の際は、跡片付けが完了した後、作業終了の連絡を監督員へ行うものとする。

３－２　左岸魚道清掃工

１．呼び水式魚道清掃作業

（１）作業時期

作業時期については、１月、４月、５月、６月、７月、８月を予定しており、作業実施日は監督員が指示する。

（２）観察窓清掃

観察窓の窓拭きは、ガラス面に磨きキズや損傷を与えないように十分注意して作業するものとし、柔らかいスポンジたわし等を使用し、金属性のたわしや研磨剤は使用しないものとする。

（３）水路部清掃

水路底部及び側壁について高圧水洗浄を行うものとする。なお、床部の玉石については、デッキブラシ等にて仕上げを行うものとする。

（４）隔壁（魚梯ゲート天端）清掃

魚梯ゲートの天端をブラシ等で磨き上げて清掃するものとする。

（５）ロープネット清掃

上下流方向に設置してあるロープネットについて高圧水洗浄を行い清掃するものとする。

３－３　右岸魚道清掃工

１．ロープネット清掃作業

（１）作業時期

作業時期については、４月、５月、６月、７月を予定しており、作業実施日は監督員が指示する。

（２）ロープネット清掃

呼び水式魚道の上下流方向に設置してあるロープネットについて高圧水洗浄を行い清掃するものとする。

２．せせらぎ魚道清掃作業

（１）作業時期

作業時期については、１月を予定しており、作業実施日は監督員が指示する。

（２）せせらぎ魚道清掃

魚道床部について、高圧水洗浄を行い、デッキブラシ等にて仕上げを行うものとする。なお、鳥害ブロックの下部についても同様に行うものとする。

第４節　渡り桟橋撤去・復旧工

１．渡り桟橋撤去・復旧

（１）堰上下流係船設備の渡り桟橋について、撤去を行うと共に台風通過後に復旧を行うものとする。作業実施日については、監督員より指示する。

（２）撤去した渡り桟橋は、復旧するまでの間、以下に示す場所まで運搬し、仮置きを行うものとする。なお、詳細場所については、監督員へ確認を行うものとする。また、仮置き場所では、渡り桟橋をロープで固定し、転倒等を防ぐ処置を施すものとする。その他、夜間の視認性を確保するため、点滅灯を設置することとする。

・仮置き場所：揖斐川・長良川総合管理所の西側構内

－　以上　－

別記様式第１

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構
　揖斐川・長良川総合管理所長　　氏　　名　　殿

住　　所
会社名
　代表者名　　印

作業実施報告書

１　件　　名　　流木処理等作業

２　作業場所　　三重県桑名市長島町十日外面及び桑名市福島地先

３　履行期間　自　令和９年　　月　　日　　至　　令和９年１２月３１日

　令和　　年　　月　　日付けをもって契約を締結した上記作業のうち、
　　月分（　　月　　日から　月　　日まで）を、別添出来高内訳書のとおり実施したので、報告します。

別記様式第２

件　　名　　流木処理等作業　　出 来 高 内 訳 書（　月度）　　受注者名

項　　目	規　　格	単位	今回 出来高数量	前回までの 出来高数量	出来高 累計数量	摘　　要
収集引上作業１	船舶５隻+クレーン１台	日				収集引上作業
収集引上作業２	船舶４隻+クレーン１台	日				
収集引上作業３	船舶３隻+クレーン１台	日				
収集引上作業４	船舶２隻+クレーン１台	日				
収集作業１（網場使用）	船舶５隻	日				
収集作業２（網場使用）	船舶４隻	日				
収集作業３（網場使用）	船舶３隻	日				
引上作業１（網場使用）	バックホウ１台+ダンプトラック１台	日				
流木等引上作業１	船舶１隻+クレーン１台	日				
流木等引上作業２	クレーン１台	日				
敷鉄板設置撤去・運搬	22×1,524×3,048(mm) ４枚	回				
敷鉄板賃料	22×1,524×3,048(mm) ４枚	日				
スロープ清掃作業		m3				スロープ清掃作業
分別積込作業	バックホウ１台	m3				分別積込作業
一般廃棄物運搬	可燃物、不燃物、ダンプトラック１台	m3				廃棄物運搬作業
一般廃棄物処分費	可燃物、不燃物	t				
一般廃棄物運搬	再資源化材、ダンプトラック１台	m3				
一般廃棄物処分費	再資源化材	m3				

産業廃棄物運搬	金属屑、ダンプトラック１台	m3				
産業廃棄物処分費	金属屑	t				
産業廃棄物運搬	廃プラスチック、ダンプトラック１台	m3				
産業廃棄物処分費	廃プラスチック	m3				
呼び水式魚道清掃作業	ロープネット清掃含む、高圧洗浄機３台	回				左岸魚道清掃工
ロープネット清掃作業	高圧洗浄機３台	回				右岸魚道清掃工
せせらぎ魚道清掃作業	高圧洗浄機３台	回				
渡り桟橋撤去	対象：堰上下流２基、ラフテレーンクレーン１台+トラック１台	回				渡り桟橋撤去・復旧
渡り桟橋復旧	対象：堰上下流２基、ラフテレーンクレーン１台+トラック１台	回				

別記様式第３

令和　　年　　月　　日

（　受　注　者　）　殿

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所
確認者　　氏　　名　　印

作業実施確認通知書

（件名）　　流木処理等作業

上記について、　　月分（　　月　　日から　　月　　日まで）の作業を確認したので通知します。

なお、　　月分の作業に相当する請負代金額は、￥＿＿＿＿＿＿＿＿と算定したので、併せて通知します。

別添　　数量総括表

種別・細別	規格	単位	数量			摘要
			前回	今回	増減	
収集引上作業		式		1		
収集引上作業１	船舶５隻+クレーン１台	日		2		
収集引上作業２	船舶４隻+クレーン１台	日		1		
収集引上作業３	船舶３隻+クレーン１台	日		3		
収集引上作業４	船舶２隻+クレーン１台	日		2		
収集作業１（網場使用）	船舶５隻	日		1		
収集作業２（網場使用）	船舶４隻	日		1		
収集作業３（網場使用）	船舶３隻	日		1		
引上作業１（網場使用）	バックホウ１台+ダンプトラック１台	日		1		
流木等引上作業１	船舶１隻+クレーン１台	日		1		
流木等引上作業２	クレーン１台	日		1		
敷鉄板設置撤去・運搬	22×1,524×3,048(mm) ４枚	回		1		
敷鉄板賃料	22×1,524×3,048(mm) ４枚	日		1		
スロープ清掃作業		式		1		
スロープ清掃作業		m3		1		
分別積込作業		式		1		
分別積込作業	バックホウ１台	m3		250		
廃棄物運搬作業		式		1		
一般廃棄物運搬	可燃物、不燃物、ダンプトラック１台	m3		194		
一般廃棄物処分費	可燃物、不燃物	t		63		
一般廃棄物運搬	再資源化材、ダンプトラック１台	m3		54		
一般廃棄物処分費	再資源化材	m3		54		
産業廃棄物運搬	金属屑、ダンプトラック１台	m3		0.7		
産業廃棄物処分費	金属屑	t		0.03		
産業廃棄物運搬	廃プラスチック、ダンプトラック１台	m3		0.45		
産業廃棄物処分費	廃プラスチック	m3		0.45		
左岸魚道清掃工		式		1		
呼び水式魚道清掃作業	ロープネット清掃含む、高圧洗浄機３台	回		6		
右岸魚道清掃工		式		1		
ロープネット清掃作業	高圧洗浄機３台	回		4		
せせらぎ魚道清掃作業	高圧洗浄機３台	回		1		
渡り桟橋撤去・復旧		式		1		
渡り桟橋撤去	対象：堰上下流２基、ラフテレーンクレーン１台+トラック１台	回		1		
渡り桟橋復旧	対象：堰上下流２基、ラフテレーンクレーン１台+トラック１台	回		1		

流木処理等作業（仮称）

見　積　図　面

令和8年10月

独立行政法人水資源機構　揖斐川・長良川総合管理所

図　面　目　録

No	図　面　名　称	登録番号	整理番号
1	図面目録		01/08
2	位置図		02/08
3	左岸魚道清掃工平面図		03/08
4	左岸魚道清掃工縦断図		04/08
5	右岸魚道清掃工作業平面図		05/08
6	右岸魚道清掃工作業縦断面図		06/08
7	右岸魚道清掃工(せせらぎ魚道)作業一般図		07/08
8	渡り桟橋撤去・復旧工　平面図		08/08
	ー以上ー		

工事名　流木処理等作業（仮称）	
名　称　図 面 目 録	
登録番号	整理番号　01/08
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所	

位置図

S=1:4000

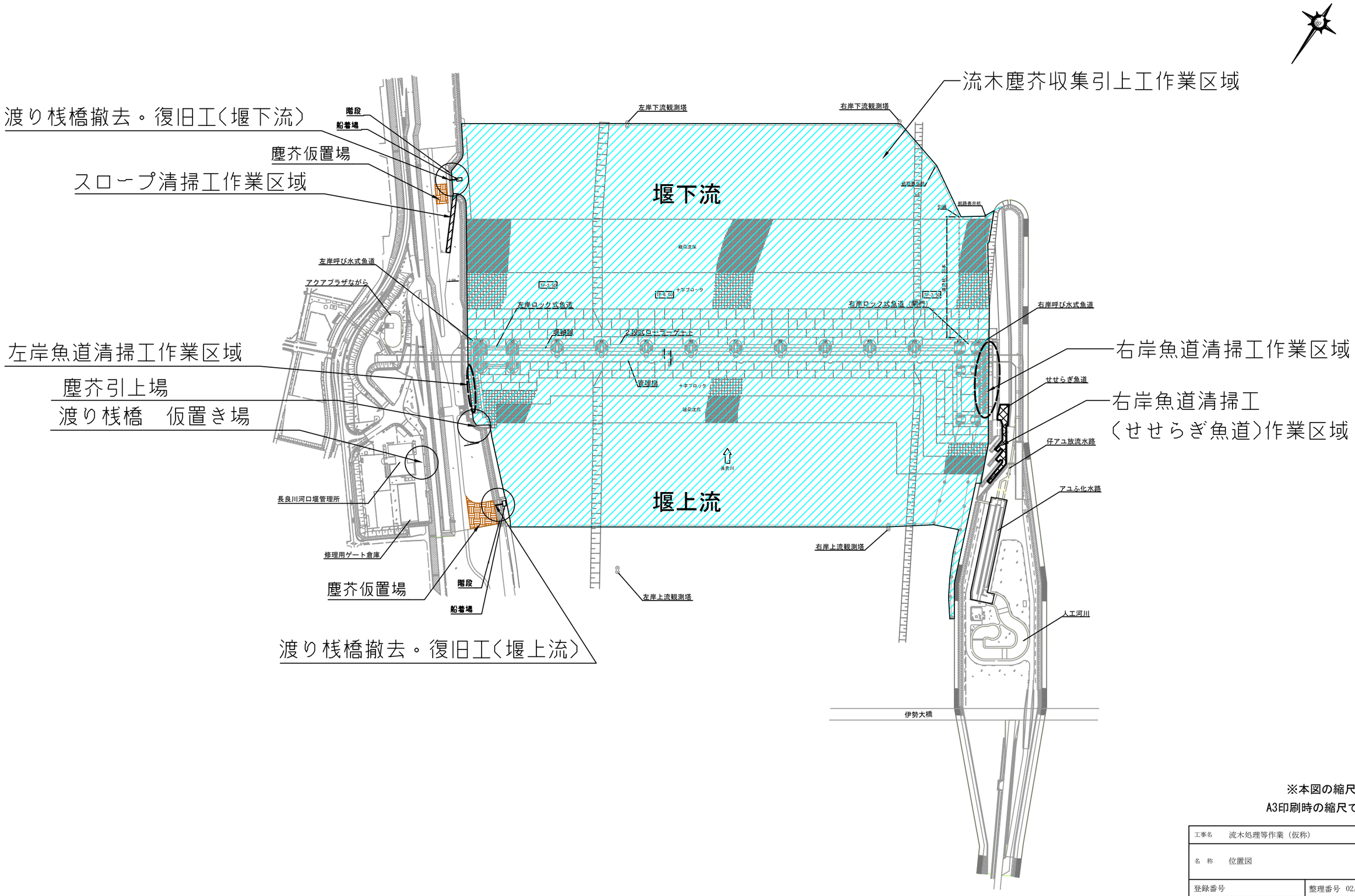

※本図の縮尺は、
A3印刷時の縮尺である。

工事名　流木処理等作業（仮称）	
名　称　位置図	
登録番号	整理番号　02/08
独立行政法人水資源機構　揖斐川・長良川総合管理所	

左岸魚道清掃工平面図　S=1:400

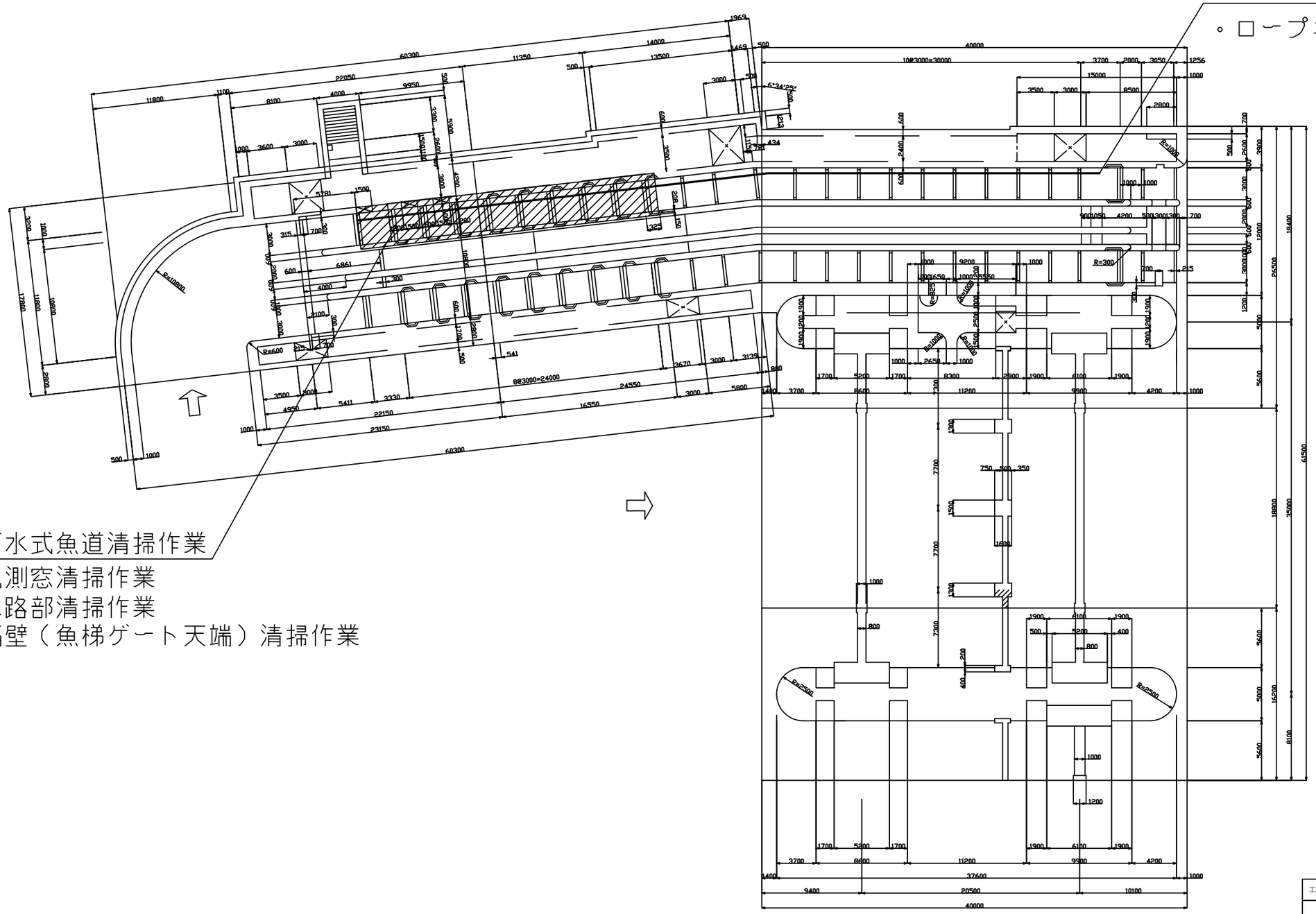

※本図の縮尺は、
A3印刷時の縮尺である。

工事名	流木処理等作業（仮称）
名　称	左岸魚道清掃工平面図
登録番号	整理番号　03/08
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所	

左岸魚道清掃工縦断図　S=1:400

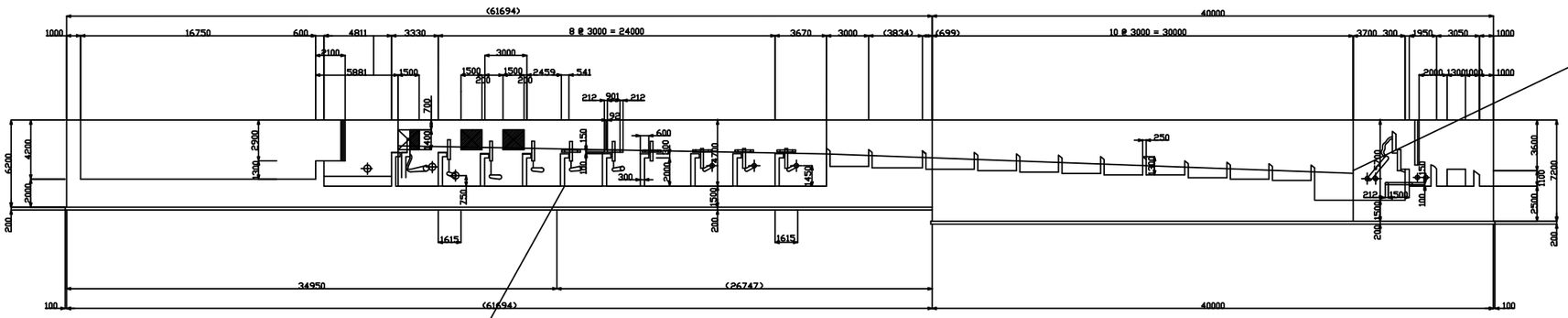

呼び水式魚道清掃作業
- ロープネット清掃作業

呼び水式魚道清掃作業
- 観測窓清掃作業
- 水路部清掃作業
- 隔壁（魚梯ゲート天端）清掃作業

※本図の縮尺は、
A3印刷時の縮尺である。

工事名　流木処理等作業（仮称）	
名　称　左岸魚道清掃工縦断図	
登録番号	整理番号　04/08
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所	

右岸魚道清掃工作業平面図　S=1:400

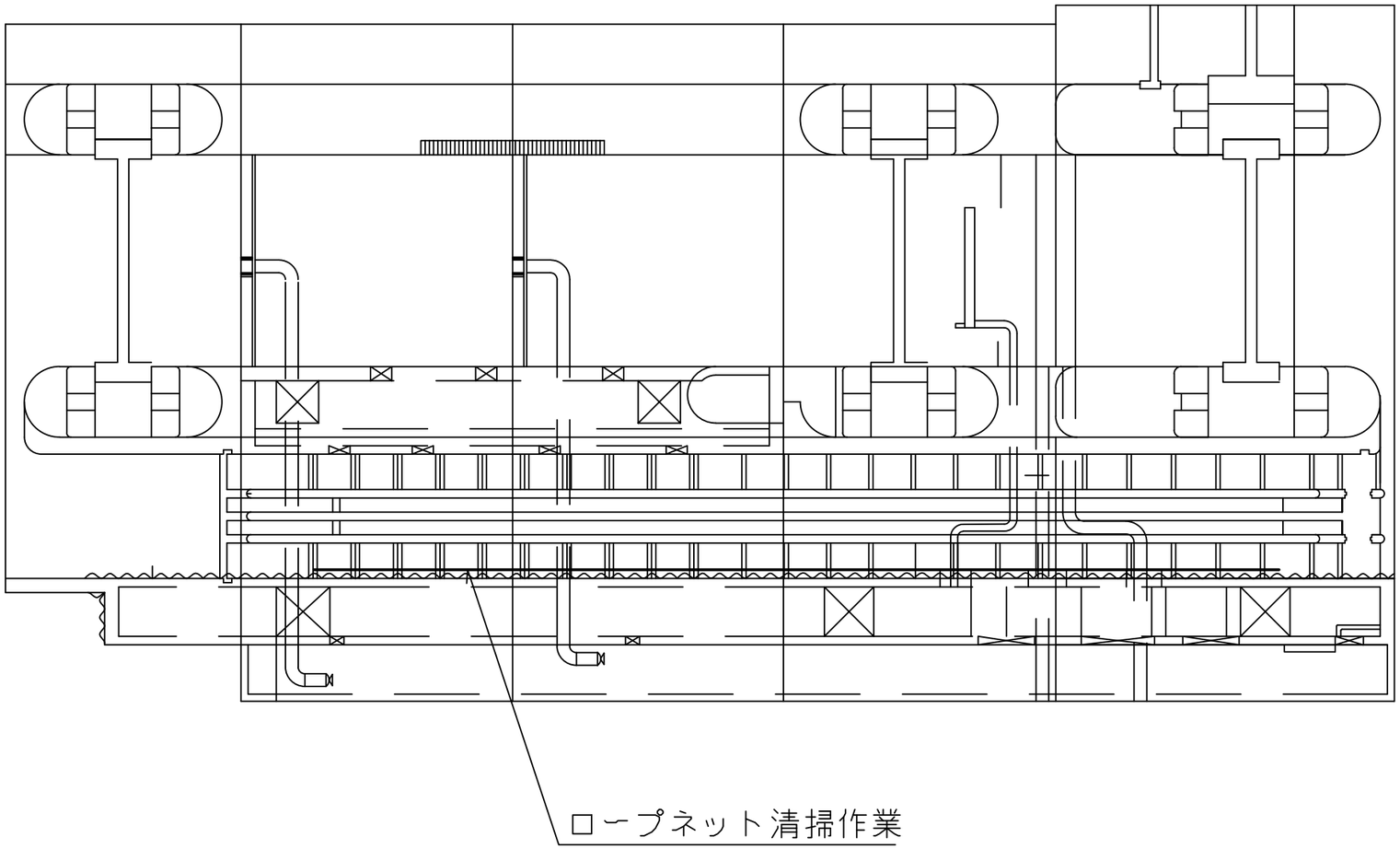

※本図の縮尺は、
A3印刷時の縮尺である。

工事名	流木処理等作業（仮称）
名　称	右岸魚道清掃工作業平面図
登録番号	整理番号　05/08
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所	

右岸魚道清掃工作業縦断面図

下流側断面図 S=1:400

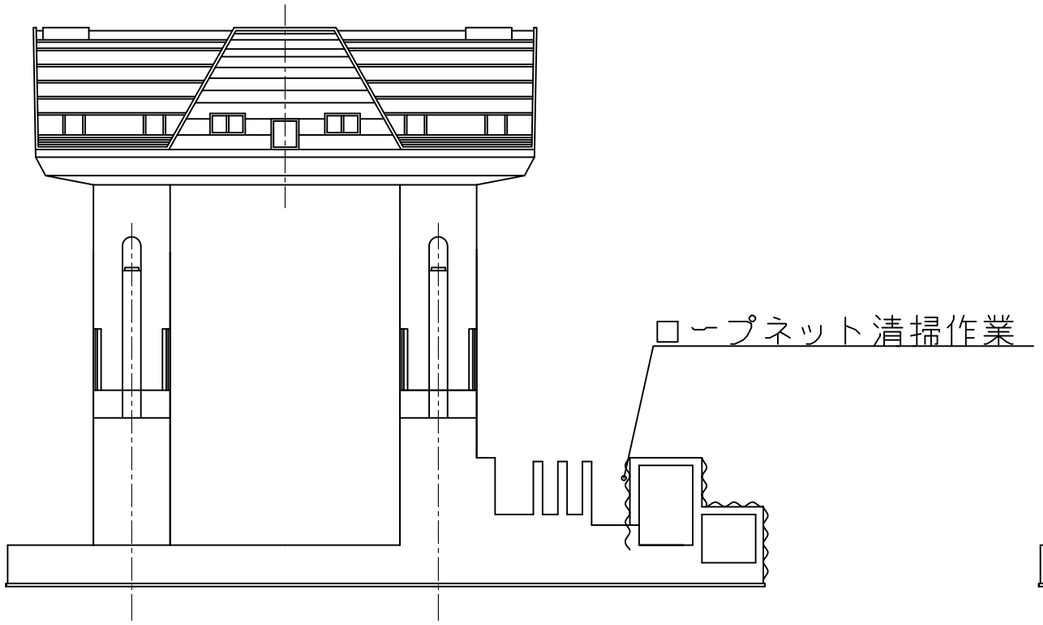

上流側断面図 S=1:400

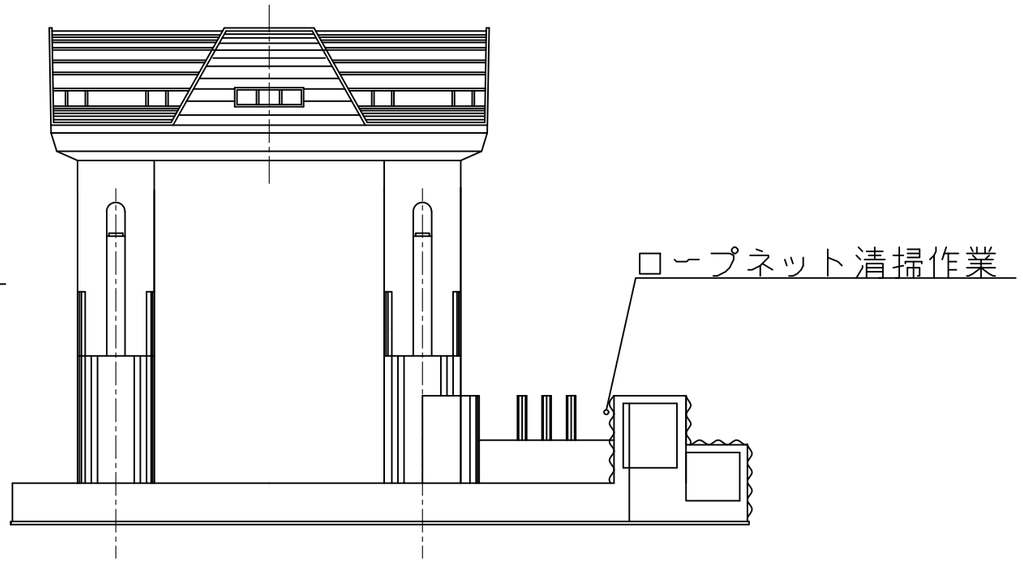

呼び水式魚道縦断図 S=1:400

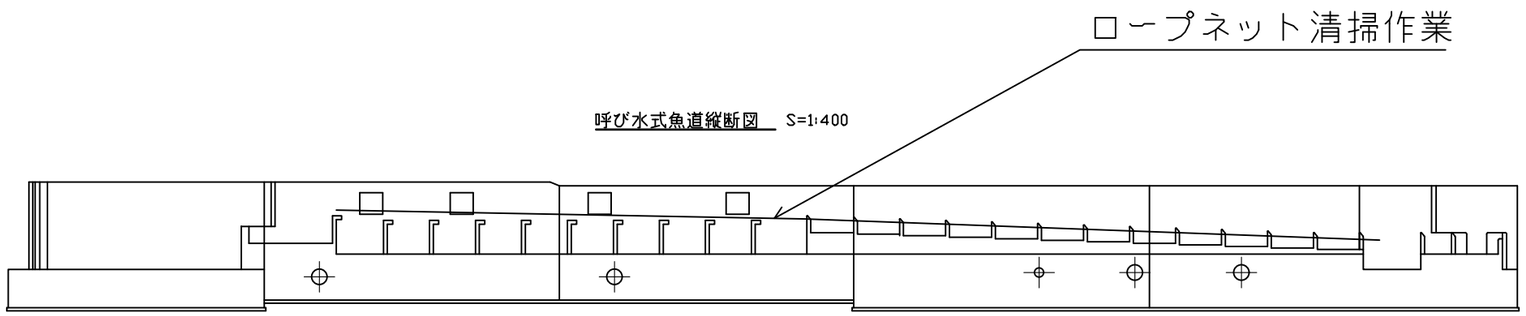

※本図の縮尺は、
A3印刷時の縮尺である。

工事名	流木処理等作業（仮称）
名　称	右岸魚道清掃工作業縦断面図
登録番号	整理番号　06/08
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所	

右岸魚道清掃工(せせらぎ魚道)作業一般図

平　面　図　S=1:500

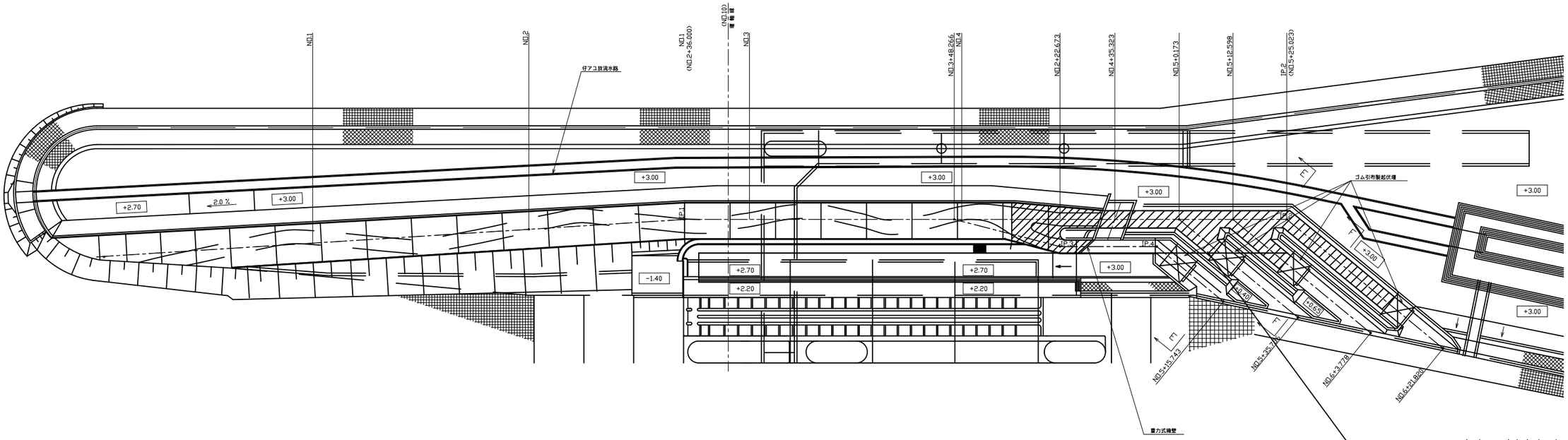

せせらぎ魚道清掃作業

縦　断　図　S=1:500

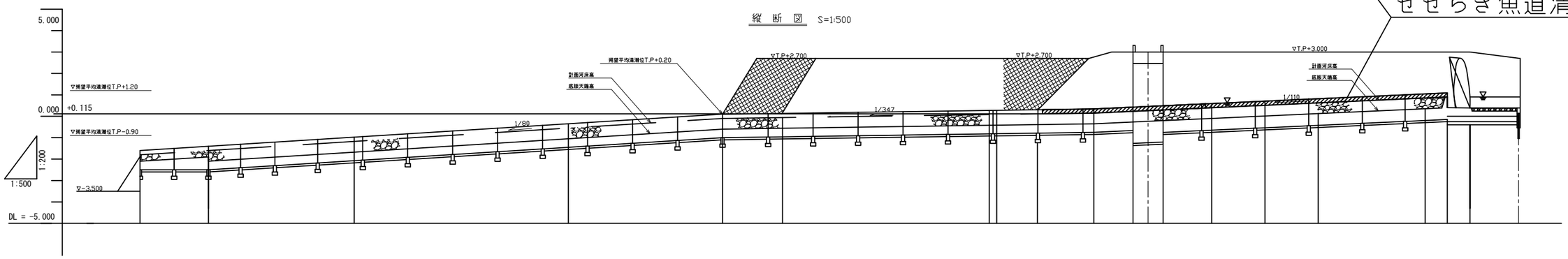

※本図の縮尺は、
A3印刷時の縮尺である。

工事名　流木処理等作業（仮称）	
名　称　右岸魚道清掃工(せせらぎ魚道)作業一般図	
登録番号	整理番号　07/08
独立行政法人水資源機構　揖斐川・長良川総合管理所	

渡り桟橋撤去・復旧工 平面図

堰下流渡り桟橋 平面図

S=1:100

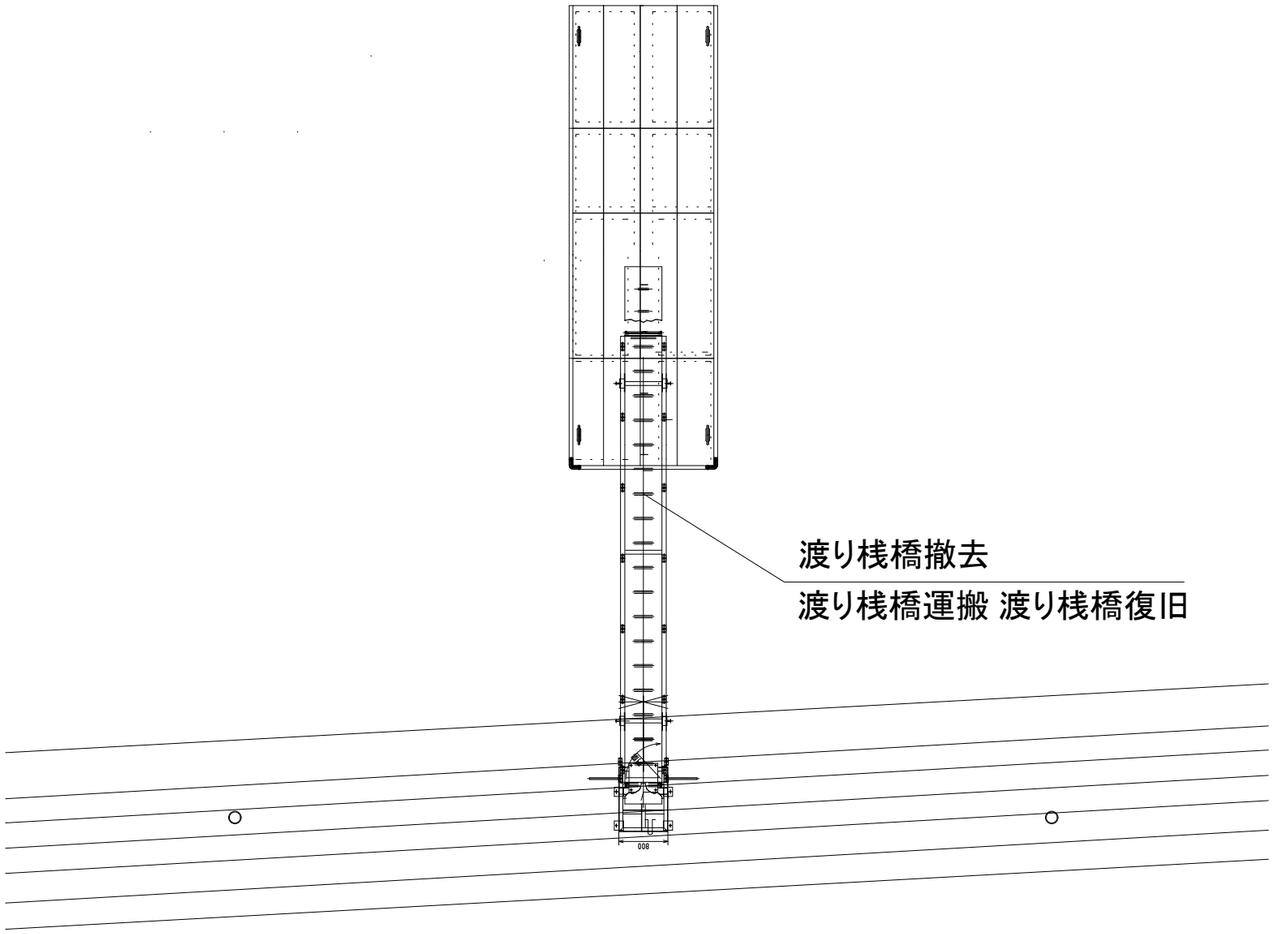

堰上流渡り桟橋 平面図

S=1:100

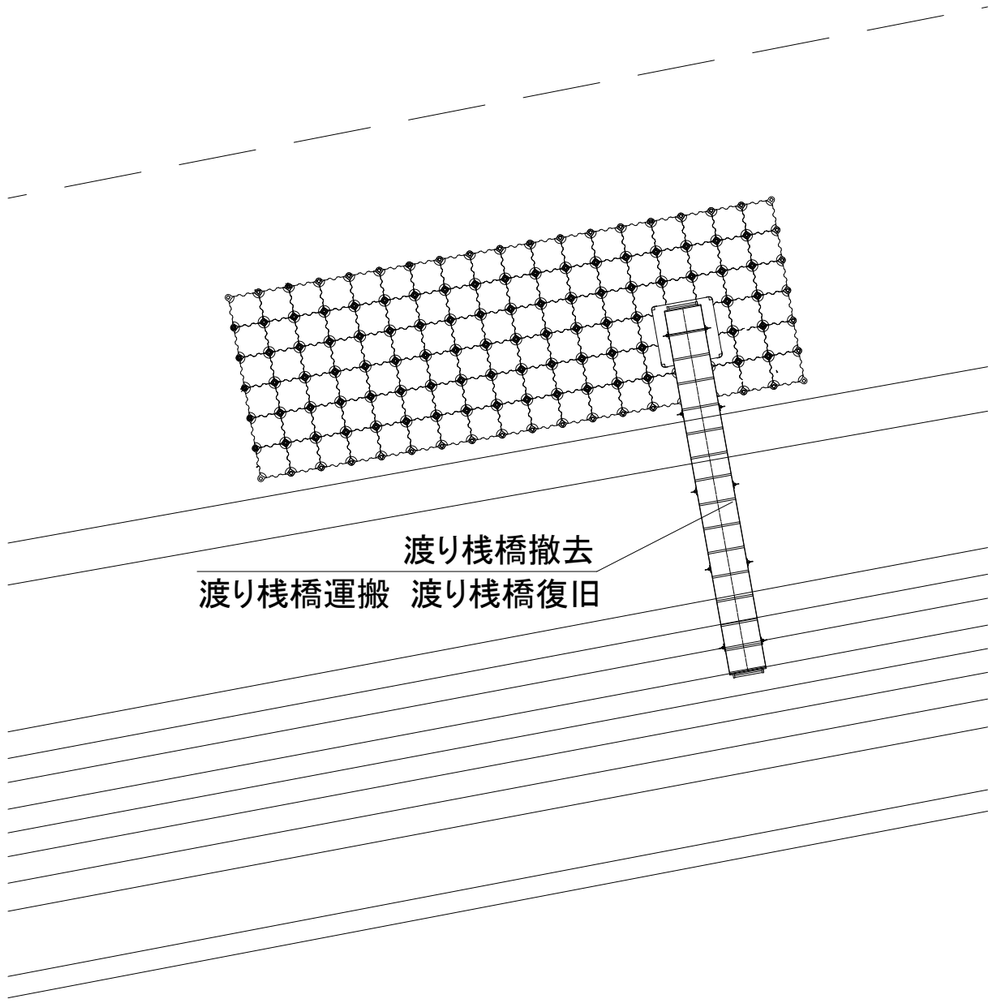

※本図の縮尺は、
A3印刷時の縮尺である。

工事名	流木処理等作業（仮称）
名　称	渡り桟橋撤去・復旧工　平面図
登録番号	整理番号　08/08
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所	

別紙-1

参 考 見 積 記 載 例

業務名　：　流木処理等作業（仮称）

種別	細別	規格	単位	単価（税抜）	参考 想定数量		参考 見積に含まれる内容(機械及び材料については同等品以上とする)
収集引上作業			式				
	収集引上作業１	船舶5隻+クレーン1台	日		日	2	労務費、機械経費（作業船、ラフテレーンクレーン(油圧式、16t吊)）、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	収集引上作業２	船舶4隻+クレーン1台	日		日	1	労務費、機械経費（作業船、ラフテレーンクレーン(油圧式、16t吊)）、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	収集引上作業３	船舶3隻+クレーン1台	日		日	3	労務費、機械経費（作業船、ラフテレーンクレーン(油圧式、16t吊)）、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	収集引上作業４	船舶2隻+クレーン1台	日		日	2	労務費、機械経費（作業船、ラフテレーンクレーン(油圧式、16t吊)）、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	収集作業１（網場使用）	船舶5隻	日		日	1	労務費、機械経費（作業船）、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	収集作業２（網場使用）	船舶4隻	日		日	1	労務費、機械経費（作業船）、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	収集作業３（網場使用）	船舶3隻	日		日	1	労務費、機械経費（作業船）、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	引上作業１（網場使用）	バックホウ1台+ダンプトラック1台	日		日	1	労務費、機械経費（バックホウ（ｸﾛｰﾗ型 0.45m3（山積）、ダンプトラック（ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級））、掴み装置（開口幅1700～2000 爪幅400～750mm））、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	流木等引上作業1	船舶1隻+クレーン1台	日		日	1	労務費、機械経費（作業船、ラフテレーンクレーン(油圧式、16t吊)）、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	流木等引上作業2	クレーン1台	日		日	1	労務費、機械経費（ラフテレーンクレーン(油圧式、16t吊)）、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	敷鉄板設置撤去・運搬	22×1,524×3,048(mm) 4枚	回		回	1	労務費、機械経費、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	敷鉄板賃料	22×1,524×3,048(mm) 4枚	日		日	1	敷鉄板賃料、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
スロープ清掃作業			式				
	スロープ清掃作業		m3		m3	1	労務費、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
分別積込作業			式				
	分別積込作業	バックホウ1台	m3		m3	250	労務費、機械経費（バックホウ（ｸﾛｰﾗ型 0.45m3（山積））、掴み装置（開口幅1700～2000 爪幅400～750mm））、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
廃棄物運搬作業			式				
	一般廃棄物運搬	可燃物、不燃物、ダンプトラック1台	m3		m3	194	労務費、機械経費（ダンプトラック（ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級））、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	一般廃棄物処分費	可燃物、不燃物	t		t	63	処分費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	一般廃棄物運搬	再資源化材、ダンプトラック1台	m3		m3	54	労務費、機械経費（ダンプトラック（ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級））、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	一般廃棄物処分費	再資源化材	m3		m3	54	処分費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	産業廃棄物運搬	金属屑、ダンプトラック1台	m3		m3	0.7	労務費、機械経費（ダンプトラック（ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級））、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	産業廃棄物処分費	金属屑	t		t	0.03	処分費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	産業廃棄物運搬	廃プラスチック、ダンプトラック1台	m3		m3	0.45	労務費、機械経費（ダンプトラック（ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級））、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	産業廃棄物処分費	廃プラスチック	m3		m3	0.45	処分費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
左岸魚道清掃工			式				
	呼び水式魚道清掃作業	ロープネット清掃含む、高圧洗浄機3台	回		回	6	労務費、機械経費（高圧洗浄機（工事用・エンジン駆動）3台）、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
右岸魚道清掃工			式				
	ロープネット清掃作業	高圧洗浄機3台	回		回	4	労務費、機械経費（高圧洗浄機（工事用・エンジン駆動）3台）、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	せせらぎ魚道清掃作業	高圧洗浄機3台	回		回	1	労務費、機械経費（高圧洗浄機（工事用・エンジン駆動）3台）、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
渡り桟橋撤去・復旧			式				
	渡り桟橋撤去	対象：堰上下流2基、ラフテレーンクレーン1台+トラック1台	回		回	1	労務費、機械経費（ラフテレーンクレーン（油圧式、20t吊）、トラック（4～4.5t積））、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費
	渡り桟橋復旧	対象：堰上下流2基、ラフテレーンクレーン1台+トラック1台	回		回	1	労務費、機械経費（ラフテレーンクレーン（油圧式、20t吊）、トラック（4～4.5t積））、直接作業に必要な機械等器具費・消耗品・雑材料・燃料費、共通仮設・現場管理・一般管理に必要な経費